

番号 00236

登録識別情報等通知書

(1 / 2)

自動車登録番号		登録年月日	初度登録年月	車台番号			
		令和 4年 9月 9日	平成 22年 9月	国 [01] 011446			
車名		型式		原動機の型式			
日通		[219] NT14P003		-			
所有者の氏名又は名称							
所有者の住所		[16500 1520]					
自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
大型特殊	-	事業用	ポール・トレーラ [077]	-人	14500 _{kg}	5510 _{kg}	20010 _{kg}
総排気量又は定格出力	燃料の種別	型式指定番号	類別区分番号	長さ	幅	高さ	前前軸重 前後軸重 後前軸重 後後軸重
-	-			512 _{cm}	249 _{cm}	150 _{cm}	430 _{kg} - _{kg} 2540 _{kg} 2540 _{kg}
有効期間の満了する日	令和 4年 8月 15日						
備考				けん引自動車と被けん引自動車との連結時の最小回転半径を表示すること。、 [029] 自動車の後面及び運転席の運転者の見やすい箇所に当該自動車の連結時最大全長（けん引自動車の最前端部からポール最後端部までの長さ）を表示すること。、 [073] 夜間、ポールを積載して運行する際は、ポールの最前端部付近、中央部付近及び最後端部付近の両側に側方から確認できる黄色の灯火（光度300カンデラ以下）を備えること。、 [092] 運行にあたっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。、 [093] 運行にあたっては、認定書（写し）を携帯すること。、 [094] けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。、 [096] 被けん引自動車の後面には、隣接軸重を表示すること。、 [098] 後述する保安上の制限項目あり。、 *けん引車*いすゞ PDG-CYZ52Q8			
<p>[春日部]、所有者変更記録 自動車重量税 非課税</p> <p>*一時抹消中所有者* 自興中販 株式会社 東京都江東区枝川1丁目9-4 [13008 0385] [申請年月日] 令和4年10月3日 *保安基準緩和* [認定年月日] 令和3年7月29日 [基準緩和期限] 令和5年8月15日 [北陸信越運輸局] 219 [緩和事項] [001] 長さ、 [004] 車両総重量、 [056] 隣接軸重、 [008] 最小回転半径 [制限事項] [024] 被けん引自動車の後面には、車両総重量を表示すること。、 [027] 被けん引自動車の後面には、</p>							

裏面もご覧下さい。



令和 4年 10月 3日

埼玉運輸支局長

1. 本通知書は、再発行できませんので大切に保管して下さい。
(新規登録、輸出の届出等の際に必要なになります。)
2. 本通知書の自動車を譲渡するときは、本通知書を譲受人に譲渡して下さい。

13625

登録識別情報等通知書

自動車登録番号

車台番号

国 [01] 011446

備考

[その他検査事項] (1) 可撓性の物は積載しないこと。60kgレールを積載して運行する際は、ポールの前端をけん引自動車の荷受台中心より前方へ2.000メートル、後端をポール・トレーラの荷受台中心より後方へ7.000メートルそれぞれ超えて積載しないこと。積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。ただし、60kgレールは結束して運行すること (2) ポールを積載して運行する際は、長さ25.000メートル以下、重量24,400キログラム以下とすること。ただし、60kgレールを積載して運行する際は、長さ25.000メートル以下、結束時の重量19,760キログラム以下とすること。ポールを積載して運行する際は、ポールの前端をけん引自動車の荷受台中心より前方へ2.400メートル、後端をポール・トレーラの荷受台中心より後方へ5.600メートルをそれぞれ超えて積載しないこと。 (3) 当該自動車のポール重量の負担率は、59.4パーセント以下とすること。ただし、60kgレール積載時は65.6パーセント以下とすること。

[シリアル番号] 66-0531-0502
 [車台番号打刻位置] [194] フレーム前面
 以下余白

13625

裏面もご覧下さい。